

偽装質屋に気を付けて！

偽装質屋とは・・・

「質に入れる品物はなんでもいい」などと言って、担保価値のない品物を質に取り、実際には年金等を担保にして違法な高金利で貸付をするというものです。

全国の消費生活センターでは2009年以降「偽装質屋」に関する相談が多く寄せられています。

相談者の割合は、年金受給対象者である60歳以上の高齢者がほとんどです。

また、2012年は貸金業法違反などで警察による摘発が相次いでおり、警察庁も注意喚起をしています。

注意



【事例】

広告を見て質屋に電話し、「なんでもいいから、質に入れる品物を持ってきて」と言われたのでゴミ同然の時計を持って行き、9万円を借りた。

2回に分けて、年金支給日に口座から自動引き落としで返済することとなった。

利息が高かったので一括で返そうと思ったが、11万円以上も返済しなくてはならず、到底支払えない。

【アドバイス】

事例のように一時的な借り入れは出来ても、年金等から返済することになり、手元にお金が残らないため同じような借り入れを繰り返してしまう結果となります。

生活資金などで困っている方は、安易に借り入れをせず、まずは下記消費生活相談窓口へご相談ください。

太宰府市消費生活相談窓口

日時：毎週月・水・金曜日 9：30～16：00（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121（内線438）